

令和5年度 第1回 群馬県メンテナンス協議会

日時：令和5年8月9日（水） 15：00～(予定)

場所：Web会議（サテライト会場）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- 1) 群馬県メンテナンス協議会規約
- 2) 個別施設計画（長寿命化計画）の策定確認
- 3) 個別施設計画の更新
- 4) 点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況
- 5) インフラ点検・修繕の重要性をPRする為の広報活動
- 6) 舗装の点検における課題、問題意識
- 7) 道路管理の新技术・好事例集について各自治体の潜在的なニーズ把握
- 8) 関東道路メンテナンスセンターからの情報提供
- 9) 質疑応答

4. 閉 会

※非公表資料のページについては、削除しています。

<会議資料一覧>

資料－1	群馬県メンテナンス協議会規約【公表】	1
資料－2	群馬県内個別施設計画策定状況【非公表】	7
資料－3	道路メンテナンス事業補助概要【公表】	9
資料－4	道路メンテナンス事業補助制度要綱(R5.4 改正)【非公表】	11
資料－5(1)	R3 道路メンテナンス年報(群馬県橋梁：R4.8 公表)【公表】	17
資料－5(2)	R3 道路メンテナンス年報(群馬県トンネル：R4.8 公表)【公表】	25
資料－5(3)	R3 道路メンテナンス年報(群馬県附属物：R4.8 公表)【公表】	33
資料－6	NEXCO 高崎リニューアルプロジェクト等 PR 活動【公表】	41
資料－7	道路管理の新技术・好事例集(道路協会)(抜粋)【公表】	43
資料－8	関東道路メンテナンスセンターの紹介(R5 地公体向リーフレット)【公表】	51
資料－9	関東道路メンテナンスセンターの紹介(技術支援の様々な効果)【公表】	53
資料－10	事前質問様式【公表】	57
資料－11	各地公体の意見・要望(集計)【非公表】	59

群馬県メンテナンス協議会 規約

(名 称)

第１条 本会は、「群馬県メンテナンス協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第２条 協議会は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、群馬県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第３条 協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (１) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (２) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (３) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (４) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第４条 協議会は、第２条の目的を達成するため、群馬県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

２．協議会には、会長及び副会長を２名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長、副会長は群馬県県土整備部道路管理課長及び東日本高速道路会社高崎管理事務所長とする。

３．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４．協議会の構成は「別表－１」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

５．会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

６．協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－２」のとおりとする。

７．協議会に、道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に置く。

(幹事会)

第５条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (１) 協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (２) 協議会における協議議題の調整
- (３) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (４) その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第６条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課、道路管理第二課、群馬県県土整備部道路管理課及び東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年3月18日から施行する。

本規約は、平成26年7月24日から施行する。

本規約は、平成31年4月1日に一部を変更し施行する。

群馬県メンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局	高崎河川国道事務所長
副会長	群馬県県土整備部	道路管理課長
	群馬県県土整備部	道路整備課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	高崎管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	宇都宮管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長
	前橋市	建設部長
	高崎市	建設部長
	桐生市	都市整備部長
	伊勢崎市	建設部長
	太田市	都市政策部長
	沼田市	都市建設部長
	館林市	都市建設部長
	渋川市	建設部長
	藤岡市	都市建設部長
	富岡市	建設水道部長
	安中市	建設部長
	みどり市	都市建設部長
	榛東村	建設課長
	吉岡町	産業建設課長
	上野村	振興課長
	神流町	産業建設課長
	下仁田町	建設水道課長

群馬県メンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
	南牧村	振興整備部長
	甘楽町	建設課長
	中之条町	建設課長
	長野原町	建設課長
	嬭恋村	建設課長
	草津町	愛町部土木課長
	高山村	建設課長
	東吾妻町	建設課長
	片品村	農林建設課長
	川場村	田園整備課長
	昭和村	建設課長
	みなかみ町	地域整備課長
	玉村町	都市建設課長
	板倉町	都市建設課長
	明和町	都市建設課長
	千代田町	都市整備課長
	大泉町	都市建設部長
	邑楽町	都市建設課長
	公益財団法人群馬県建設技術センター	事務局長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東道路メンテナンスセンター長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 道路管理課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	

群馬県メンテナンス協議会 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	副所長
副幹事長	群馬県県土整備部道路管理課	次長
	東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所	副所長
	前橋市建設部道路管理課	課長
	高崎市建設部土木課	課長
	太田市都市政策部道路保全課	課長
	沼田市都市建設部建設課	課長
	中之条町建設課	課長
	玉村町都市建設課	課長
	甘楽町建設課	課長
	板倉町都市建設課	課長
	みなかみ町地域整備課	課長
	東吾妻町建設課	課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 道路管理課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用を検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組みもの

優先支援事業

- ・新技術等を活用する事業※1
- ・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

- ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※2 「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

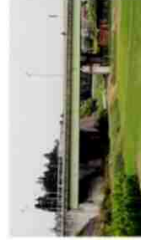
国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【橋梁】

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【道路附属物等】

□ **背景・概要** 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援① 「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来

新技術

近接・野帳の記入が**必要**
ボートによる近接目視



近接・野帳の記入が**不要**
点検ロボットカメラによる写真撮影

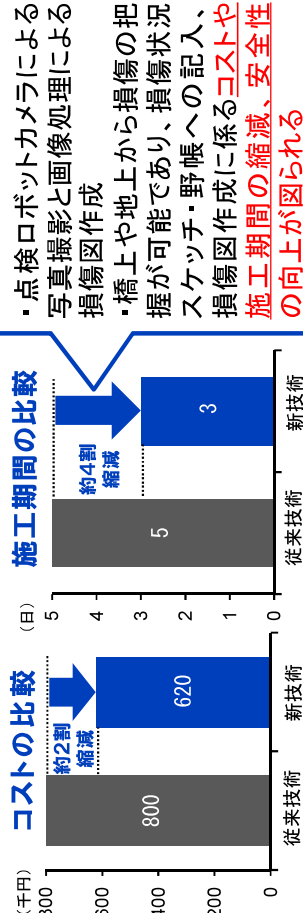


※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算

コストの比較

施工期間の比較



優先支援② 「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を記載した自治体の事業

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の施設物ごとの事項
(清元、点検結果等)

【集約化・撤去】
(例)

以下の取組を実施することで、令和7年度までに〇〇千円のコスト削減を目指す
・令和5年度までに、迂回路が存
在し交通量の少ない〇〇橋の集約化・撤去を目指す

【新技術等の活用】
(例)

令和7年度までに、管理する橋梁の内〇〇橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して〇千円のコスト削減を目指す。

【記載事例】

集約化・撤去	令和2年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和7年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる費用を約6割程度削減することを目指します。
新技術等の活用	2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の削減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト削減を目指します。

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

非公表資料

非公表資料

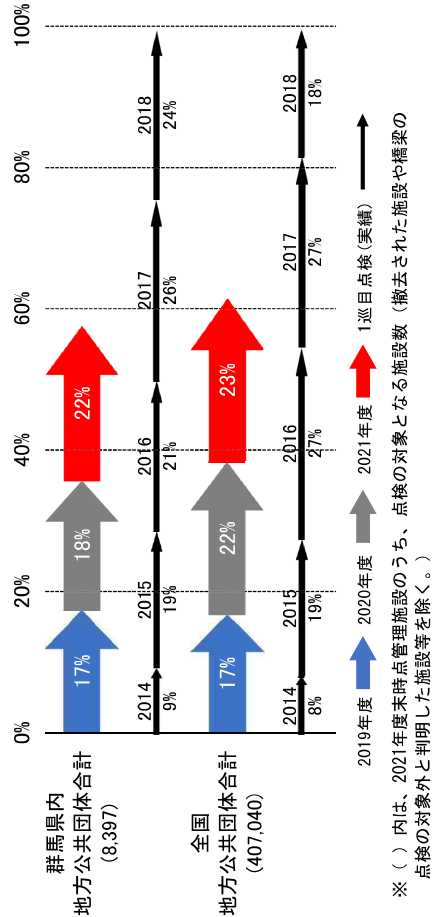
非公表資料

非公表資料

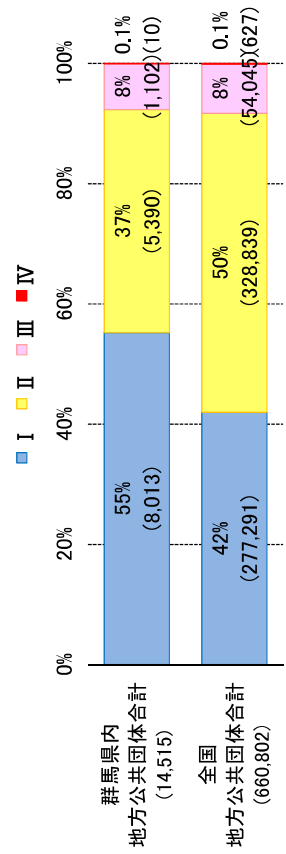
非公表資料

群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況

2巡目点検(2019～2021)の点検実施率



2021年度末時点の判定区分



判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2021年度末時点)

○1巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
群馬県内 地方公共団体 合計	1,283	616 (48%)	465 (36%)	141
全国 地方公共団体 合計	62,694	40,611 (65%)	28,589 (46%)	6,716

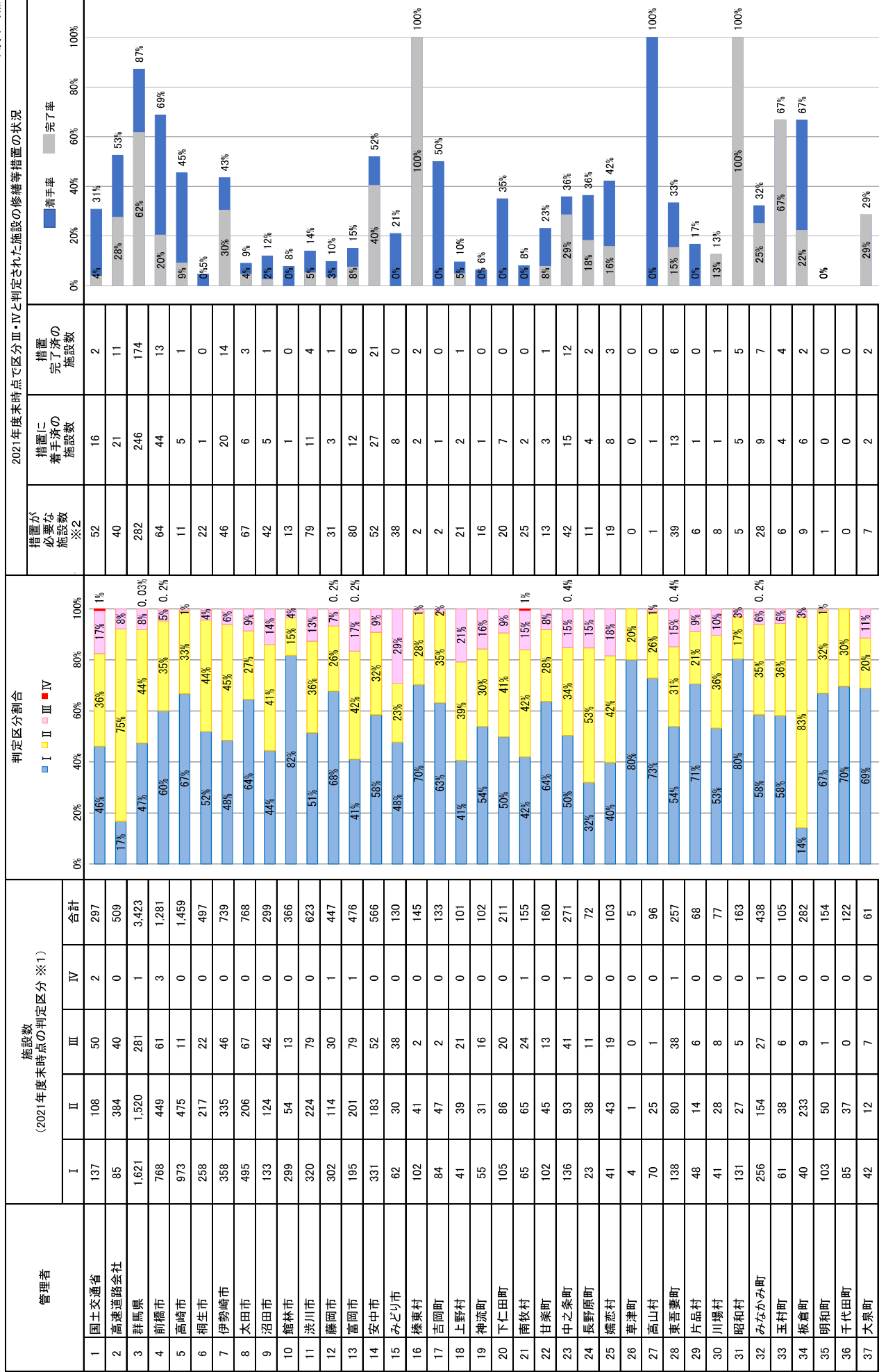
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
521	177 (34%)	64 (12%)	63
32,893	9,524 (29%)	2,553 (8%)	2,114

群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況

2021年度末時点



※1 2021年度末時点の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 2021年度末時点の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※ 都府県全体は地方公共団体が管理する橋梁のみ

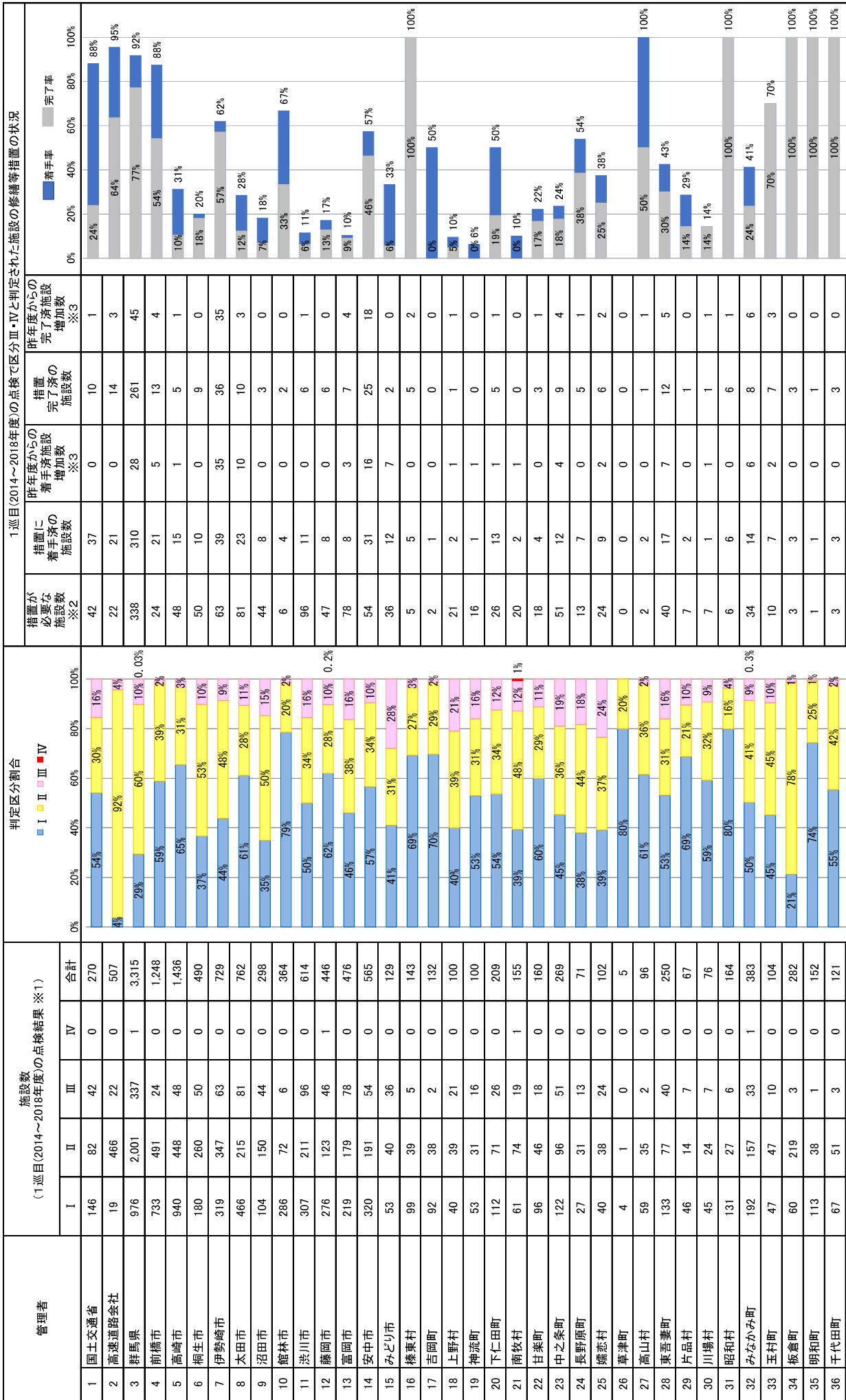
群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況

管理者		施設数 (2021年度末時点の判定区分 ※1)					判定区分割合		2021年度末時点で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況				2021年度末時点	
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	■ Ⅰ ■ Ⅱ ■ Ⅲ ■ Ⅳ	措置が必要な 施設数 ※2	措置に 着手済の 施設数	措置 完了済の 施設数	■ 着手率 ■ 完了率			
38	邑楽町	125	31	4	0	160	78%19%3%	4	2	1	25%50%			
39	群馬県内地公体合計	8,013	5,390	1,102	10	14,515	55%37%8%0.1%	1,112	478	287	26%43%			

※1 2021年度末時点の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
※2 2021年度末時点の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計
※都道府県全体は地方公共団体が管理する橋梁のみ

群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況(1巡目)

2021年度末時点



※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

※群馬県全体は地方公共団体が管理する橋梁のみ

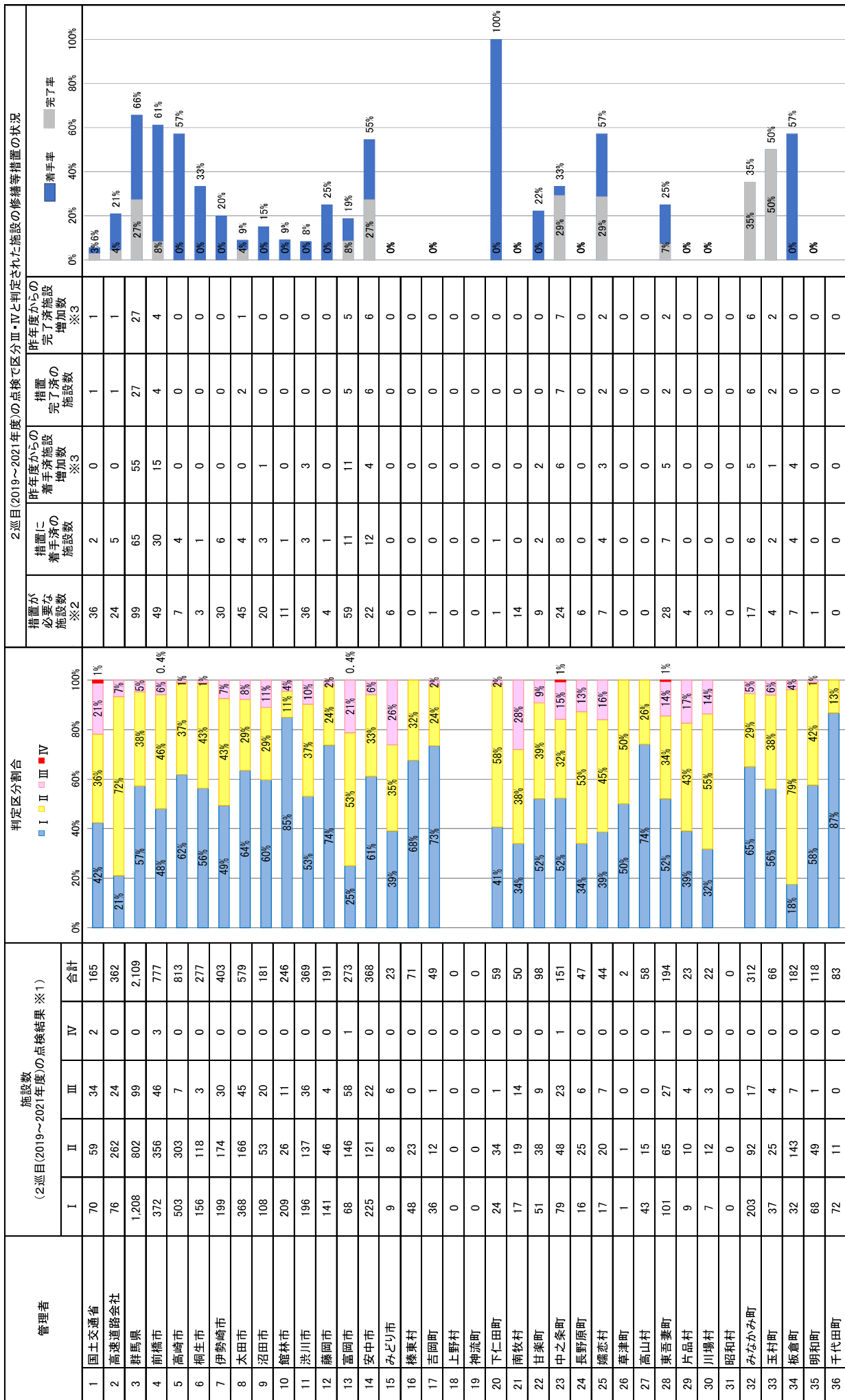
群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況(1巡目)

管理者	施設数 (1巡目(2014～2018年度)の点検結果 ※1)	判定区分割合					1巡目(2014～2018年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況							2021年度末時点	
		■ Ⅰ ■ Ⅱ ■ Ⅲ ■ Ⅳ					措置が必要な施設数 ※2	措置に着手済の施設数	昨年度からの着手済施設増加数 ※3	措置完了済の施設数	昨年度からの完了済施設増加数 ※3	着手率	完了率		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計									
37	大泉町	42	12	7	0	61		7	2	0	2	0			
38	邑楽町	129	28	2	0	159		2	2	1	1	1			100%
39	群馬県内地公体合計	6,989	5,961	1,279	4	14,233		1,283	616	132	485	141			

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設等の合計
※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。
※都道府県全体は地方公共団体が管理する橋梁のみ

群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況(2巡目)

2021年度末時点



※1 2巡目(2019～2021年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 2巡目(2019～2021年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

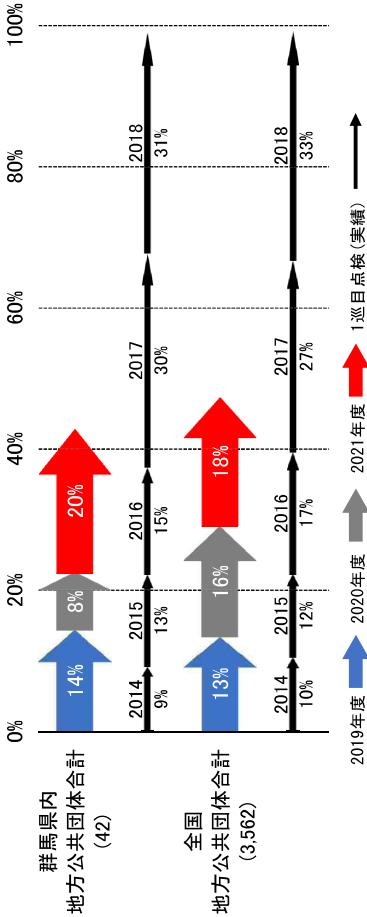
※ 都府県全体は地方公共団体が管理する橋梁のみ

群馬県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況(2巡目)

管理者		施設数 (2巡目(2019～2021年度)の点検結果 ※1)						判定区分割合				2巡目(2019～2021年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況						2021年度末時点	
		I	II	III	IV	合計		■ I ■ II ■ III ■ IV	措置が必要な施設数 ※2	措置に着手済の施設数	昨年度からの着手済施設増加数 ※3	措置完了済施設数	昨年度からの完了済施設増加数 ※3	着手率	完了率				
37	大泉町	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0						
38	邑楽町	124	31	4	0	159		78%	19%	4	2	1	1						
39	群馬県内地公体合計	4,747	3,129	515	6	8,397		57%	37%	521	177	116	64	63	12%	34%			

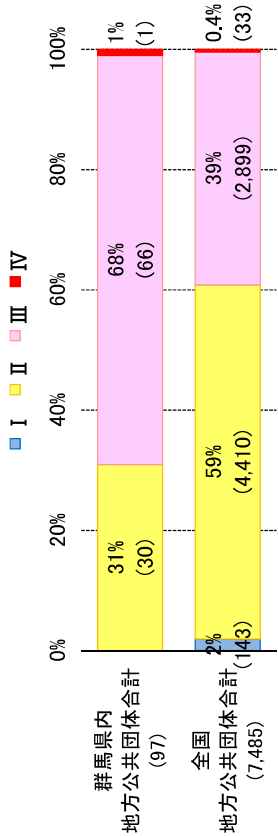
群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況

2巡目点検(2019～2021)の点検実施率



※（ ）内は、2021年度末時点管理施設のうち、点検の対象となる施設数（撤去された施設やトンネルの点検の対象外と判明した施設等を除く。）

2021年度末時点の判定区分



※（ ）内は、2021年度末時点管理施設。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分 I：健全 判定区分 II：予防保全段階 判定区分 III：早期措置段階 判定区分 IV：緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2021年度末時点)

○1巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	措置 完了済からの 増加数 ※
群馬県内 地方公共団体 合計	76	45 (59%)	45 (59%)	1
全国 地方公共団体 合計	3,205	2,728 (85%)	1,991 (62%)	456

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	措置 完了済からの 増加数 ※
21	10 (48%)	2 (10%)	2
1,307	779 (60%)	135 (10%)	118

群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況

2021年度末時点

管理者		施設数 (2021年度末時点の判定区分 ※1)					判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV				2021年度末時点で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況					
		I	II	III	IV	合計					措置が必要な施設数 ※2	措置に着手済の施設数	措置完了済の施設数			
1	国土交通省	0	2	0	0	2		100%			0	0	0			
2	高速度路会社	0	15	10	0	25		60%	40%		10	10	5			
3	群馬県	0	22	41	0	63		35%	65%		41	35	27			
4	前橋市	0	0	0	0	0					0	0	0			
5	高崎市	0	0	0	0	0					0	0	0			
6	桐生市	0	0	0	0	0					0	0	0			
7	伊勢崎市	0	0	0	0	0					0	0	0			
8	太田市	0	0	0	0	0					0	0	0			
9	沼田市	0	1	4	0	5		20%	80%		4	0	0			0%
10	館林市	0	0	0	0	0					0	0	0			
11	渋川市	0	0	0	0	0					0	0	0			
12	藤岡市	0	2	0	0	2					0	0	0			
13	富岡市	0	0	0	0	0		100%			0	0	0			
14	安中市	0	0	0	0	0					0	0	0			
15	みどり市	0	0	0	0	0					0	0	0			
16	榛東村	0	0	0	0	0					0	0	0			
17	吉岡町	0	0	0	0	0					0	0	0			
18	上野村	0	3	8	0	11		27%	73%		8	0	0			0%
19	神流町	0	0	0	0	0					0	0	0			
20	下仁田町	0	0	2	0	2					2	0	0			0%
21	南牧村	0	0	4	0	4		100%			4	0	0			0%
22	甘楽町	0	0	0	0	0					0	0	0			
23	中之条町	0	0	2	0	2		100%			2	0	0			0%
24	長野原町	0	0	0	0	0					0	0	0			
25	嬬恋村	0	0	0	0	0					0	0	0			
26	草津町	0	0	1	0	1		100%			1	1	1			100%
27	高山村	0	0	0	0	0					0	0	0			
28	東吾妻町	0	0	0	0	0					0	0	0			
29	片品村	0	0	0	0	0					0	0	0			
30	川場村	0	0	0	0	0					0	0	0			
31	昭和村	0	1	0	0	1		100%			0	0	0			
32	みなかみ町	0	1	4	1	6		17%	67%	17%	5	1	1			20%
33	玉村町	0	0	0	0	0					0	0	0			
34	板倉町	0	0	0	0	0					0	0	0			
35	明和町	0	0	0	0	0					0	0	0			
36	千代田町	0	0	0	0	0					0	0	0			
37	大泉町	0	0	0	0	0					0	0	0			

※1 2021年度末時点の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 2021年度末時点の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※都道府県全体は地方公共団体が管理するトンネルのみ

群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況

管理者		施設数 (2021年度末時点の判定区分 ※1)					判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV				2021年度末時点で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況				2021年度末時点
		I	II	III	IV	合計	措置が必要な 施設数 ※2	措置に 着手済の 施設数	措置 完了済の 施設数	着手率完了率 0%20%40%60%80%100%					
38	邑楽町	0	0	0	0	0	0	0	0						
39	群馬県内地公体合計	0	30	66	1	97	31%	68%	1%	67	37	29	43%	55%	

※1 2021年度末時点の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 2021年度末時点の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※都道府県全体は地方公共団体が管理するトンネルのみ

群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況(1巡目)

2021年度末時点

管理者		施設数 (1巡目(2014～2018年度)の点検結果 ※1)					判定区分割合				1巡目(2014～2018年度の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況				
		I	II	III	IV	合計	I	II	III	IV	措置が必要な施設数 ※2	措置に着手済の施設数	昨年度からの着手済施設増加数 ※3	措置完了済の施設数	昨年度からの完了済施設増加数 ※3
1	国土交通省	0	2	1	0	3	67%				1	1	1	1	1
2	高速度道路会社	0	5	20	0	25	20%				20	20	0	15	3
3	群馬県	0	14	49	0	63	22%				49	43	0	43	0
4	前橋市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
5	高崎市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
6	桐生市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
7	伊勢崎市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
8	太田市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
9	沼田市	1	1	3	0	5	20%	20%			3	0	0	0	0
10	館林市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
11	渋川市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
12	藤岡市	0	2	0	0	2		100%			0	0	0	0	0
13	富岡市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
14	安中市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
15	みどり市	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
16	榛東村	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
17	吉岡町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
18	上野村	0	1	10	0	11	9%	91%			10	0	0	0	0
19	神流町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
20	下仁田町	0	0	2	0	2		100%			2	0	0	0	0
21	南牧村	0	0	4	0	4		100%			4	0	0	0	0
22	甘楽町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
23	中之条町	0	0	2	0	2		100%			2	0	0	0	0
24	長野原町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
25	嬬恋村	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
26	草津町	0	0	1	0	1		100%			1	1	0	1	1
27	高山村	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
28	東吾妻町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
29	片品村	0	1	0	0	1		100%			0	0	0	0	0
30	川場村	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
31	昭和村	0	1	0	0	1		100%			0	0	0	0	0
32	みなかみ町	0	1	4	1	6	17%	67%	17%		5	1	0	1	0
33	玉村町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
34	板倉町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
35	明和町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
36	千代田町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
37	大泉町	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設等の合計

※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

※都道府県全体は地方公共団体が管理するトンネルのみ

群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況(1巡目)

管理者		施設数 (1巡目(2014～2018年度)の点検結果 ※1)					判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV					1巡目(2014～2018年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況										2021年度末時点			
		I	II	III	IV	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置が 必要な 施設数 ※2	措置に 着手済の 施設数	昨年度からの 着手済施設 増加数 ※3	措置 完了済の 施設数	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※3								
38	邑楽町	0	0	0	0	0	1%	21%					0	0	0	0	0								
39	群馬県内地公体合計	1	21	75	1	98	1%	21%		77%		1%	76	45	0	45	1					59%			

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
 ※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設等の合計
 ※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。
 ※都道府県全体は地方公共団体が管理するトンネルのみ

群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況(2巡目)

2021年度末時点

管理者		施設数 (2巡目(2019～2021年度)の点検結果 ※1)					判定区分割合				2巡目(2019～2021年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況				
		I	II	III	IV	合計	■ I ■ II ■ III ■ IV				措置が必要な施設数 ※2	措置に着手済の施設数	措置完了済の施設数	昨年度からの完了済施設増加数 ※3	昨年度からの完了済施設増加数 ※3
		0	2	0	0	2	0%	20%	40%	60%	80%	100%			
1	国土交通省	0	2	0	0	2	100%				0	0	0	0	0
2	高速度道路会社	0	15	3	0	18	83%				3	3	2	2	2
3	群馬県	0	17	12	0	29	59%				12	10	2	2	2
4	前橋市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
5	高崎市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
6	桐生市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
7	伊勢崎市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
8	太田市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
9	沼田市	0	0	2	0	2	100%				2	0	0	0	0
10	館林市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
11	渋川市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
12	藤岡市	0	2	0	0	2	100%				0	0	0	0	0
13	富岡市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
14	安中市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
15	みどり市	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
16	榛東村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
17	吉岡町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
18	上野村	0	2	4	0	6	33%				4	0	0	0	0
19	神流町	0	0	0	0	0	67%				0	0	0	0	0
20	下仁田町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
21	南牧村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
22	甘楽町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
23	中之条町	0	0	2	0	2	100%				2	0	0	0	0
24	長野原町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
25	嬬恋村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
26	草津町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
27	高山村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
28	東吾妻町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
29	片品村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
30	川場村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
31	昭和村	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
32	みなかみ町	0	0	1	0	1	100%				1	0	0	0	0
33	玉村町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
34	板倉町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
35	明和町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
36	千代田町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0
37	大泉町	0	0	0	0	0	0%				0	0	0	0	0

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設等の合計

※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

※都道府県全体は地方公共団体が管理するトンネルのみ

群馬県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況(2巡目)

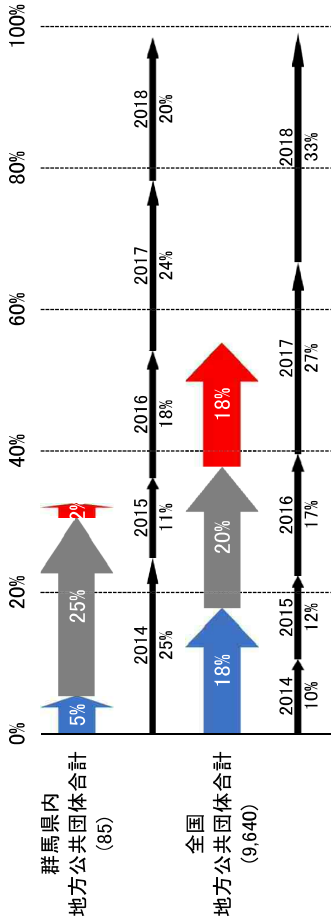
管理者		施設数 (2巡目(2019～2021年度)の点検結果 ※1)					判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV				2巡目(2019～2021年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況						2021年度末時点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
											措置が 必要な 施設数 ※2		措置に 着手済の 施設数		昨年度からの 着手済施設 増加数 ※3						措置 完了済の 施設数		昨年度からの 完了済施設 増加数 ※3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		I	II	III	IV	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
38	邑楽町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
 ※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設等の合計
 ※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。
 ※都道府県全体は地方公共団体が管理するトンネルのみ

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

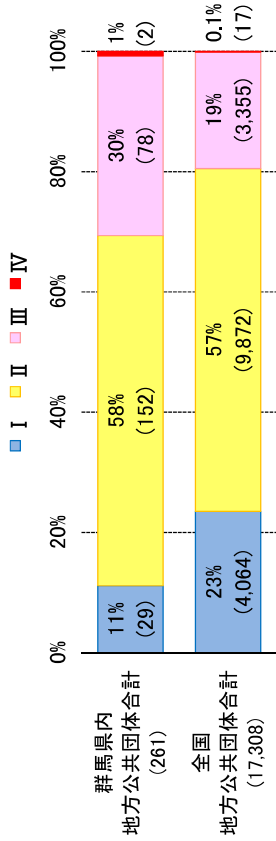
※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等

2巡目点検(2019～2021)の点検実施率



※()内は、2021年度末時点管理施設のうち、点検の対象となる施設数(撤去された施設や道路附属物の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

2021年度末時点の判定区分



※()内は、2021年度末時点管理施設。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※判定区分I:健全 判定区分II:予防保全段階 判定区分III:早期措置段階 判定区分IV:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2021年度末時点)

〇1巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
群馬県内 地方公共団体 合計	82	67 (82%)	2	49 (60%)	12
全国 地方公共団体 合計	3,955	3,003 (76%)	562	2,111 (53%)	528

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

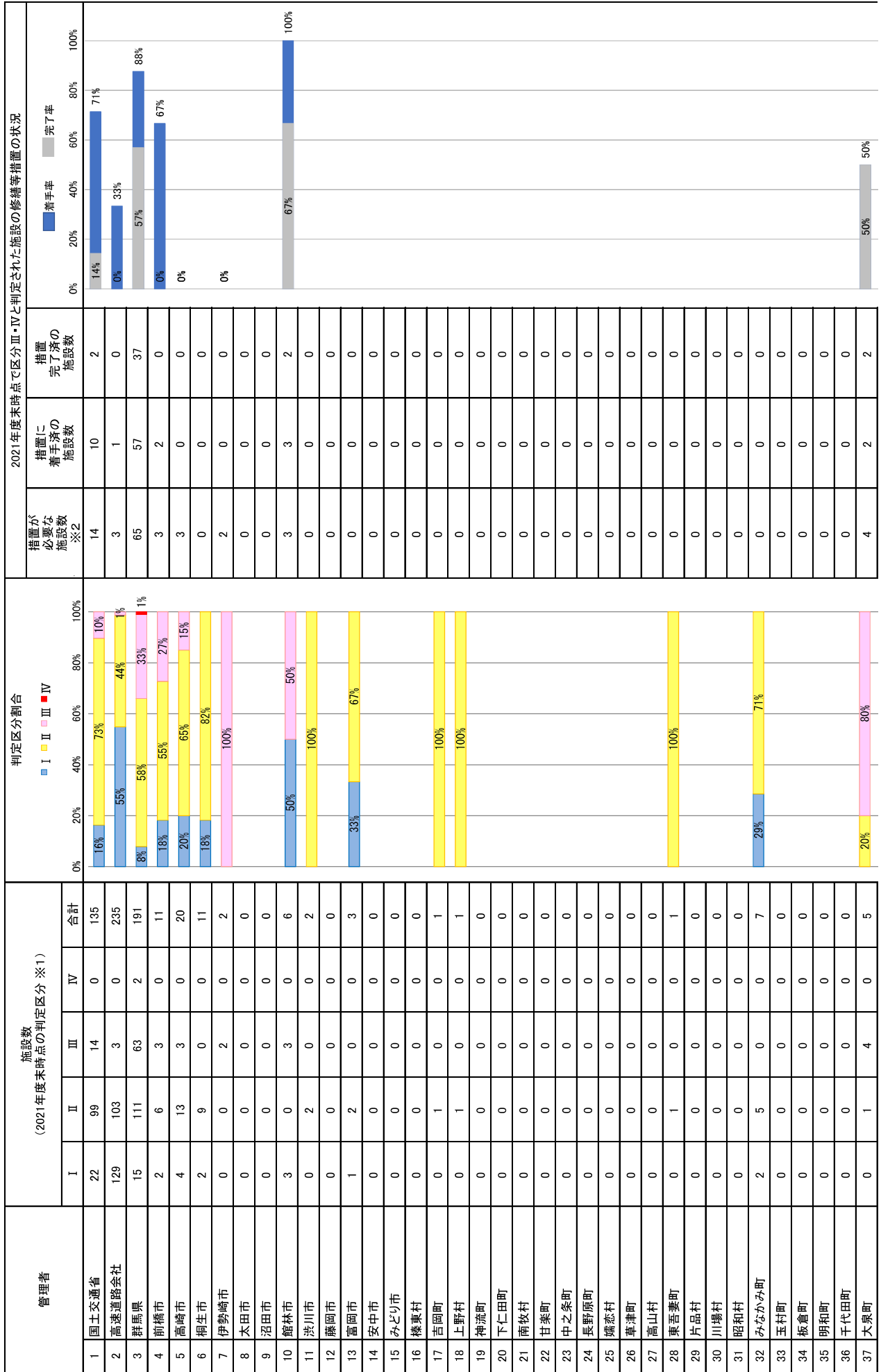
〇2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
14	10 (71%)	5	2 (14%)	2
1,555	805 (52%)	619	187 (12%)	154

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型構造物等

2021年度末時点



※1 2021年度末時点の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 2021年度末時点の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

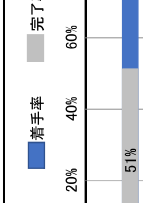
※都道府県全体は地方公共団体が管理する道路附属物等のみ

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型構造物等

2021年度末時点

管理者		施設数 (2021年度末時点の判定区分 ※1)					判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV				2021年度末時点で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況			
		I	II	III	IV	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%		
		0	0	0	0	0	11%	58%	30%	1%	0	0	措置に着手済の施設数	措置完了済の施設数
38	邑楽町	29	152	78	2	261							0	0
39	群馬県内地公体合計												80	41



※1 2021年度末時点の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
※2 2021年度末時点の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計
※都道府県全体は地方公共団体が管理する道路附属物等のみ

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況(1巡目)

※道路附属物等：シールド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識

2021年度末時点

管理者		施設数 (1巡目(2014～2018年度)の点検結果 ※1)						判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV				1巡目(2014～2018年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況							
		施設数										措置が必要な施設数 ※2		昨年度からの着手済の施設増加数 ※3		措置完了済の施設増加数 ※3			
		I	II	III	IV	合計													
1	国土交通省	18	96	13	0	127	14%	76%	10%			13	9	1	2	2	15%	69%	100%
2	高速道路会社	74	164	2	0	240	31%	68%	1%			2	2	0	1	0	68%	50%	100%
3	群馬県	11	108	66	2	187	6%	58%	35%	1%		68	61	2	44	10	6%	65%	90%
4	前橋市	3	7	1	0	11	27%	64%	9%			1	1	0	1	0	27%	100%	100%
5	高崎市	2	13	4	0	19	11%	68%	21%			4	0	0	0	0	11%	0%	0%
6	桐生市	0	11	0	0	11		100%				0	0	0	0	0	0%	0%	0%
7	伊勢崎市	0	0	2	0	2		100%				2	0	0	0	0	0%	0%	0%
8	太田市	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
9	沼田市	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
10	館林市	3	0	3	0	6	50%	50%				3	3	0	2	1	50%	67%	100%
11	渋川市	0	2	0	0	2		100%				0	0	0	0	0	0%	0%	0%
12	藤岡市	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
13	富岡市	1	2	0	0	3	33%	67%				0	0	0	0	0	33%	0%	0%
14	安中市	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
15	みどり市	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
16	榛東村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
17	吉岡町	0	1	0	0	1		100%				0	0	0	0	0	0%	0%	0%
18	上野村	0	1	0	0	1		100%				0	0	0	0	0	0%	0%	0%
19	神流町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
20	下仁田町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
21	南牧村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
22	甘楽町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
23	中之条町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
24	長野原町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
25	嬭恋村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
26	草津町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
27	高山村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
28	東吾妻町	0	1	0	0	1		100%				0	0	0	0	0	0%	0%	0%
29	片品村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
30	川場村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
31	昭和村	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
32	みなかみ町	2	5	0	0	7	29%	71%				0	0	0	0	0	29%	0%	0%
33	玉村町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
34	板倉町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
35	明和町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%
36	千代田町	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0%	0%	0%

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

※都道府県全体は地方公共団体が管理する道路附属物等のみ

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況(1巡目)

※道路附属物等：シェット・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識

2021年度末時点

管理者		施設数 (1巡目(2014～2018年度の点検結果 ※1))						判定区分割合				1巡目(2014～2018年度の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況)									
		Ⅰ				Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ		措置が必要な施設数 ※2	措置に着手済の施設数	昨年度からの着手済施設増加数 ※3	措置完了済の施設数	昨年度からの完了済施設増加数 ※3	着手率				
		0				1		4		0							0% 20% 40% 60% 80% 100%				
37	大泉町	0	0	1	4	0	0	5	20%	80%			4	2	0	2	1	50%			
38	邑楽町	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0				
39	群馬県内地公体合計	22	152	80	2	256			9%	59%	31%		82	67	2	49	12	60%	82%		

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計
※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。
※都道府県全体は地方公共団体が管理する道路附属物等のみ

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況(2巡目)

※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等

2021年度末時点

管理者		施設数 (2巡目(2019～2021年度の点検結果 ※1))					判定区分割合		2巡目(2019～2021年度の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況						
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計	■Ⅰ ■Ⅱ ■Ⅲ ■Ⅳ	措置が必要な 施設数 ※2	措置に 着手済の 施設数 ※3	昨年度からの 着手済の 増加数 ※3	措置 完了済の 施設数 ※3	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※3	措置の状況		
													着手率	完了率	
1	国土交通省	3	20	3	0	26		3	2	2	0	0	0		67%
2	高速道路会社	91	100	3	0	194		3	1	1	0	0	0		67%
3	群馬県	8	36	9	0	53		9	8	5	2	2	2		89%
4	前橋市	2	6	3	0	11		3	2	0	0	0	0		67%
5	高崎市	0	9	2	0	11		2	0	0	0	0	0		0%
6	桐生市	2	7	0	0	9		0	0	0	0	0	0		0%
7	伊勢崎市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
8	太田市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
9	沼田市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
10	館林市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
11	渋川市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
12	藤岡市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
13	富岡市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
14	安中市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
15	みどり市	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
16	榛東村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
17	吉岡町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
18	上野村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
19	神流町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
20	下仁田町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
21	南牧村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
22	甘楽町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
23	中之条町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
24	長野原町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
25	嬬恋村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
26	草津町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
27	高山村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
28	東吾妻町	0	1	0	0	1		0	0	0	0	0	0		100%
29	片品村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
30	川場村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
31	昭和村	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
32	みなかみ町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
33	玉村町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
34	板倉町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
35	明和町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%
36	千代田町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0%

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階

※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計

※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

※都道府県全体は地方公共団体が管理する道路附属物等のみ

群馬県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況(2巡目)

※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等

2021年度末時点

管理者		施設数 (2巡目(2019～2021年度)の点検結果 ※1)						判定区分割合 ■ I ■ II ■ III ■ IV				2巡目(2019～2021年度)の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況									
		施設数				合計							措置が 必要な 施設数 ※2	措置に 着手済の 施設数	措置 完了済の 施設数	昨年度からの 完了施設 増加数 ※3	着手率 ■ 完了率 ■				
		I	II	III	IV		0%	20%	40%	60%	80%	100%					0%	20%	40%	60%	80%
37	大泉町	0	0	0	0	0						0	0	0	0						
38	邑楽町	0	0	0	0	0						0	0	0	0						
39	群馬県内地公体合計	12	59	14	0	85	14%	69%				14	10	2	2	14%					71%

※1 1巡目(2014～2018年度)の点検結果を反映した施設数。判定区分Ⅰ：健全 判定区分Ⅱ：予防保全段階 判定区分Ⅲ：早期措置段階 判定区分Ⅳ：緊急措置段階
※2 1巡目(2014～2018年度)の点検で、判定区分Ⅲ又はⅣと判定された施設数の合計
※3 撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。
※都道府県全体は地方公共団体が管理する道路附属物等のみ

Nexcoにおけるリニューアルプロジェクトの(特定更新事業)の広報活動

1. テレビCM及びポスター掲示による広報(全体的な事業概要)

テレビCM:<https://www.e-nexco.co.jp/company/brand/mov/> CMギャラリー | NEXCO東日本 (e-nexco.co.jp)

当社HP:<https://www.e-nexco.co.jp/renewal/> 高速道路リニューアルプロジェクト | NEXCO東日本 (e-nexco.co.jp)

2. SA・PAにおける支社共通デジタルサイネージ及びチラシラック等での広報(工事規制の情報)

事務所掲示板



赤城高原SA⑦情報コーナー



太田強戸PA⑦トイレ内
デジタルサイネージ



甘楽PA⑦デジタルサイネージ



3. 赤城高原SA⑦、甘楽PA⑦におけるリニューアルプロジェクト用デジタルサイネージでの表示

①赤城高原SA⑦新潟支社用デジタルサイネージ及び工事規制周知看板



②甘楽PA⑦長野側デジタルサイネージ(トンネル:インバート設置)



道路管理の新技術・好事例集

- 公益社団法人 日本道路協会のホームページに「道路管理の新技術・好事例集」を公開。
- 国や地方公共団体におけるICT・AI等の新技術の活用や民間団体との連携に関する取組を紹介。
- 各地域で新たな取組みが試行・導入され、道路維持管理の課題解決や高度化・効率化につながることに期待。

公益社団法人
日本道路協会
JAPAN ROAD ASSOCIATION

HOME プロフィール 事業内容 調査・研究 イベント 出版図書 日本道路会議 リンク集 会員について

新技術・好事例集

○月刊誌「道路」の配布
○協会主催の技術講習会への参加費が全額無料
○JARAの取組の取組（新技術・好事例集）

お知らせ

過去の取組について

23.4.6 「第35回日本道路会議」開催のお知らせを公開しました。

23.4.3 4月4日（水）19時から2日間開催、サーバーメンテナンスのお知らせがございました。

23.4.1 「お知らせ」2023年海外留学生研究奨励金の受付を開始しました。

23.3.16 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

23.3.13 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

23.2.24 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

23.2.15 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

23.2.14 2月20日（月）19時から2日間開催、サーバーメンテナンスのお知らせがございました。

23.2.6 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

国土交通省道路局 報道発表資料

23.4.5 国土交通省道路局は、国土交通省道路局と連携した自動運転（AV）導入支援事業について（関係）

23.4.3 国土交通省道路局は、国土交通省道路局と連携した自動運転（AV）導入支援事業について（関係）

23.4.3 国土交通省道路局は、国土交通省道路局と連携した自動運転（AV）導入支援事業について（関係）

23.3.31 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

23.3.31 「お知らせ」PIARC道路の発展、マシナリー・リハビリテーションに関する国際ワークショップの開催

【掲載内容】

- ・R5年4月現在 11カテゴリー 44事例を掲載
- ・事例毎に背景・目的（自治体抱える課題）、取組の概要（解決策）、効果等を記載
- ・一部事例では、開発元・導入コスト情報も記載

【掲載例】

スマートフォンアプリ「みつけ隊」による
損傷箇所の通報受付

・アプリを使用した、市民からの写真、位置情報を含む公共土木施設の損傷状況の通報受付により、
損傷対応の効率化、市民協働型の維持管理を推進

▼事例の分類一覧

1. 新技術を用いた取組	
スマートフォンアプリ等による市民からの通報受付	5件
路面損傷の発見・診断等の技術	4件
バトロールの効率化	7件
清掃	1件
除雪	1件
その他維持管理全般	10件
2. ボランティアや民間団体等と連携した取組	
物品の支給による支援	3件
補助金・報奨金等を活用した支援	2件
ボランティア制度の制定	3件
民間業者、市民団体への委託	7件
活動への表彰等	1件

みつけ隊

1 みつけて 2 届けて 3 伝えて 4 安心

自治体HPIにて、投稿情報・対応の進捗状況を確認可能

みつけ隊

1 みつけて 2 届けて 3 伝えて 4 安心

自治体HPIにて、投稿情報・対応の進捗状況を確認可能

▲アプリ「みつけ隊」の画面例

▲投稿情報のホームページ画面

道路管理の新技术・好事例集

道路の維持管理については、増加する道路の老朽化施設への対応、激甚化する災害・豪雪への対応による業務量の増加、維持管理に従事する建設就業者の高齢化や担い手不足など、維持管理を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方で、ICT や AI 等の新技术は急速な勢いで進展し、道路をはじめとする様々な社会インフラで、維持管理業務への活用が広がっています。

この事例集は、日本道路協会・維持修繕委員会が、令和2年度及び令和4年度に地方公共団体から収集した事例や令和3年度の直轄国道等における取り組みの中から好事例を選定し取りまとめたものです。

ここに掲載した事例が多く道路管理者に参照され、各地域の道路の維持管理の課題解決や高度化・効率化に有効と判断される場合には、試行や導入へとつながることを期待しています。

令和5年4月

日本道路協会・維持修繕委員会

この事例集の構成は以下のとおりです。

- I. 本事例集について
- II. 事例の一覧（事例リスト）
- III. 各事例の詳細（個表）

Ⅱ. 事例リスト

1. 新技術を用いた取組

① スマートフォンアプリ等による市民からの通報受付	
<u>既存システムを活用したスマートフォン等による市民からの道路異常通報の受付</u> スマートフォンなどを利用した道路異常箇所の通報システムを導入し、市民の方々から通報をいただくことにより、異常箇所の早期発見、早期対応を図る。	埼玉県草加市 (R3.6 掲載)
<u>スマートフォンアプリによる市民からの道路異常通報受付と市民協働の取組</u> 身近な地域課題についてスマートフォンやパソコンを使って市民が投稿し、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効果的に解決することを目指す仕組みである「ちばレポ」(My City Report)を運用している中で、道路の不具合等についても通報を募る。	千葉県千葉市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>Twitter を活用した損傷箇所の通報受付</u> Twitter を活用した『平塚市道路通報システムみちれぽ』を開発し、市民から道路損傷の情報を収集、対応する。	神奈川県平塚市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>スマートフォンアプリ「みっけ隊」による損傷箇所の通報受付</u> 「みっけ隊」アプリで、市民から写真と位置情報を用いて、公共土木施設の損傷状況を投稿いただき、その情報を基に補修等を行う。 投稿された損傷の対応状況について、「みっけ隊」アプリで写真とコメントを付けてお知らせし、進捗状況を確認することができる。	京都府京都市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>LINE を活用した市民からの道路等の損傷に関する通報の受付</u> 福岡市のLINE 公式アカウントを利用して、市民が発見した道路等の損傷に関する通報を受付けている。	福岡県福岡市 (R3.6 掲載)
② 路面損傷の発見・診断等の技術	
<u>IT 技術を活用した路面状況の把握</u> ①スマートフォン端末を道路巡回パトロール車に設置し、スマートフォンの加速度センサーで道路の凹凸を検知し路面状況を把握する。 ②市販のビデオカメラを車載して路面の動画を取得し AI に解析させることで道路のひび割れ等を把握する。	北海道札幌市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>スマートフォンの加速度センサーにより路面の凹凸を検知し路面状況を把握</u> 道路パトロールの車両に搭載したスマートフォンにて道路の凹凸を検知し路面状況を記録することにより路面劣化状況の確認を図った。 当該スマートフォンにて異常箇所の撮影を行うことにより、路面状況と位置情報を紐付けて保存できる。	埼玉県草加市 (R3.6 掲載)
<u>道路損傷自動検出スマートフォンアプリにより路面異常の把握</u> My City Report の「道路損傷自動抽出システム (MCR for Road Managers)」を利用している。 道路パトロール車にスマートフォンを搭載し、アプリで路面の損傷位置と画像を取得する (ポットホール、亀甲状ひび割れ等に対応)	滋賀県大津市 (R3.6 掲載)
<u>スマートフォン及びカメラによる路面状況診断区分の判定</u> 一次調査としてスマートフォンによる平坦性の診断を行い、I R I 7 以上の延長を抽出し、二次調査でカメラによる走行調査、画像判定を行い、診断区分の判定を行う。 専用システムではなく、スマートフォンによる簡易診断と簡易機材 (カメラ) を一般車両に搭載し、撮影した画像で判定する。	熊本県熊本市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)

③ パトロールの効率化		
スマートフォンを活用したインフラの日常管理システム	スマートフォン等を用いて道路の維持管理に関する情報を、クラウド上のデータベースへ保存。 ゼンリンの地図機能及び町道の認定路線網図を搭載し、スマートフォンのGPSから現場の位置をプロット、現場写真等の記録保存、情報収集票として出力が可能。 プロットされた地図やリストにより情報の検索や分析が可能。	千葉県多古町 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
道路パトロール業務にスマートフォン等を活用した ICT 管理システム	県管理道路の維持管理に当たり、道路パトロール中の異状箇所、外部からの通報・苦情等を効率的に一元管理するとともに、修繕工事の発注に必要な書類作成の簡略化を可能とする、クラウド型の道路パトロール業務 ICT 管理システム（民間会社のシステム）を通年利用する。	富山県 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
スマートフォンを活用した道路パトロール業務の効率化	汎用のスマートフォンを用いた業務支援アプリの導入により、道路巡回業務の効率化を図るとともに、スムーズな情報共有と迅速な対応、調達コストの軽減を図る	中部地方整備局ほか (R4.4 掲載)
カメラ映像共有システムと AI 技術を活用した道路維持管理業務の効率化	道路パトロール車に搭載した車載カメラで、走行時の映像を常時録画し、クラウドを介して録画された映像を関係者間でリアルタイムに共有する。	九州地方整備局 (R4.4 掲載)
道路インフラ維持管理システム	巡回結果をタブレット端末で登録・記録し、点検帳票を自動作成するとともに、関係者と情報共有、維持業者への補修指示・完了報告するシステム。	鳥取県 (R5.4 掲載)
ドライブレコーダーを使用した路面標示劣化検知システム	車載カメラ（ドライブレコーダー）で撮影した座標情報付の路面標示画像データを AI で処理し、路面標示の剥離度を地図情報と共に管理するシステム。	三重県 (R5.4 掲載)
附属物維持管理ソリューション みちてん®シリーズ	ドライブレコーダーの映像から附属物の位置や属性を検出、定期点検の記録様式である Excel 点検表を自動作成する。データは「デジタル台帳」として施設の計画的な維持管理や予防保全に利用可能。	古河電気工業(株) 栃木県宇都宮市他 (R5.4 掲載)
④ 清掃		
窓掃除ロボットの導入（試行）	ボタンを一つ押すだけで、自動で窓を清掃（クリーニングパッドに汚れが吸着）。 吸引ファン方式でロボットが窓に張り付くので、窓の厚さなどに関係なく 1 台のロボットで内側も外側も清掃が可能。	神奈川県藤沢市 (R3.6 掲載)
⑤ 除雪		
GPS を利用した除雪車稼働データ管理	除雪車に GPS を搭載し、取得した位置情報や稼働状況を市ホームページに掲載し、除雪状況を公開。	山形県尾花沢市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)

⑥ その他維持管理全般	
<u>タブレット端末を使用した橋梁点検システムの活用</u> 道路法に基づき実施する橋梁定期点検において、タブレット端末に内蔵した橋梁点検システムを活用し、点検を実施。(交通量が少なく、構造が比較的単純な小規模橋梁が対象) 従来、橋梁点検を建設コンサルタントに委託していたが、本取り組みではタブレットの活用により業務の簡便化が図られることから、点検経験の少ない地元の建設業者に委託することが可能。	新潟県新潟市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>法定点検対象施設の点検補修結果データをクラウド上において管理</u> 施設の施設諸元、定期点検結果、補修履歴などのデータを一元化したクラウド型データシステム上で管理。 施設完成時から現在までの、点検・診断・補修履歴をタイムラインで表示でき、過去に実施した点検記録とリンクしているため、点検時の内容を確認することができる。	福井県 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>クラウドサービスを利用したシステムによる道路維持管理業務の効率化</u> 市民からの通報に対して、受付から対応に至る一連業務をクラウドサービスを利用して通報情報の入力/共有/管理を行い、業務の効率化を図る。また、蓄積された情報を分析し、修繕計画等の立案や維持管理手法の見直しに活用する。	大分県大分市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>ウェアラブルカメラによるリアルタイム情報共有</u> 民間で普及しているウェアラブルカメラサービスを、道路の維持管理業務で活用することで、関係部署とリアルタイムでの情報共有を図る。	関東地方整備局 (R4.4 掲載)
<u>AI 技術による CCTV カメラ画像からの交通障害自動検知システム</u> CCTV カメラ映像から、冬期の雪害期間におけるスタック車両の発見や、自動車専用道路における事故発生を検知するための AI 技術を導入する。	近畿地方整備局ほか (R4.4 掲載)
<u>ドローンを使った橋梁点検の高度化・効率化</u> アーチ橋やトラス橋、山間部に架かる吊り橋などの高所や橋の下等、容易にたどり着けない箇所の調査にあたり、ドローンを活用して、迅速かつ正確に状態を把握する。	関東地方整備局 (R4.4 掲載)
<u>車載センサおよびビッグデータ分析の活用による道路維持管理業務の効率化</u> ・ 公用車、ごみ収集車に取り付けた通信機能付き車載センサにより、走行時の路面状態を監視し、路面の異常箇所の早期発見、早期対応を行う。 ・ 市民から連絡の入った道路異常をクラウド上で管理し、対処状態を職員間でリアルタイムに共有。スマホとの連携も合わせて、情報伝達の効率化や、進捗状況の管理を行うことでより細やかな市民サービス向上につなげる。	株式会社アイシン 愛知県岡崎市 (R4.4 掲載) (R5.4 更新)
<u>次世代型インフラ維持管理支援システム</u> 道路等の日常管理における関係者間の業務の効率化と負担軽減のために、クラウド上で「住民等からの要望受付～措置完了」までの一連の作業や事務手続きを一元管理することで、関係者間がリアルタイムで情報共有し、日常管理の効率化・高度化を図る。	日本工営株式会社 茨城県他 (R5.4 掲載)
<u>街路樹管理台帳のデータベース化</u> 街路樹の位置情報、樹種、大きさ、街路樹診断カルテ、管理履歴などを一括して管理するデータベースを構築し、効率的な街路樹管理を行う。	東京都 (R5.4 掲載)
<u>AI 橋梁診断支援システム (Dr.Bridge®) を用いた小規模橋梁 (コンクリート部材) の AI 橋梁簡易点検の導入による橋梁点検費用の低減</u> 橋梁のコンクリート部材の写真と諸元情報から AI が健全度及び劣化要因を自動診断することで、点検技術者による診断を支援するシステム。	(株)日本海コンサルタント、BIPROGY(株) 石川県七尾市他 (R5.4 掲載)

2. ボランティアや民間団体等と連携した取組

① 物品の支給による支援	
<u>住民団体等による清掃美化活動に対する支援</u> 住民や企業など道路の清掃美化活動を行うボランティア団体に対し、県と市町村が支援するもの。(彩の国ロードサポート制度)	埼玉県 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>地域住民・団体や企業等の自発的なボランティア活動に対する支援</u> 地域住民・団体や企業等の自発的なボランティア活動により、道路の一定区間を定期的に清掃、除草、除雪などの道路維持管理を行っていただく。(ぎふ・ロード・プレーヤー)	岐阜県 (R3.6 掲載)
<u>自治会等との協働による道路整備</u> 普段利用している市道や里道が地域の共有財産であるとの考えのもと、地域住民と市との協働と共汗により、市道の簡易な改良工事を行なう事業。(協働・共汗(きょうかん)みちづくり事業)	宮崎県延岡市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
② 補助金・報奨金等を活用した支援	
<u>地域住民による歩道等の自主管理に対する交付金制度</u> 地域住民や NPO 団体、または企業の方などが市道における歩道等の清掃・点検及び植樹帯の除草及び中低木管理、側溝清掃等の自主管理活動を定期的に行っていただくことに対して市から交付金を支給し、自主管理活動を支援するもの。	大阪府箕面市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>草刈りを実施した地元自治会等に対する報奨金制度</u> 市の管理する市道沿いの草刈りを実施した地元自治会等に対し、報奨金を交付する事業。(市道草刈奨励事業)	宮崎県延岡市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
③ ボランティア制度の制定	
<u>県民参加の無償ボランティア活動による地域の道路を地域で見守る制度</u> 県民参加の無償のボランティア活動として、「社会基盤メンテナンスサポーター」に登録して頂き、普段利用している道路の舗装や側溝などの損傷や、落石、穴ぼこ等緊急対応を要する道路の異常箇所について情報提供をしていただく。(社会基盤メンテナンスサポーター)	岐阜県 (R3.6 掲載)
<u>企業等が維持管理に参画するボランティア制度(美知メセナ制度)</u> 道路の清掃や植栽の剪定、歩道の除雪等をお願いし、実施いただくボランティア制度	滋賀県 (R3.6 掲載)
<u>道路の一定区間を定常的に通行する方からの異常通報の登録制度(マイロード登録者制度)</u> 通勤、通学、買い物、営業活動などで通行する個人又は団体に、通行途中に道路の穴ぼこや側溝蓋の破損など、通行の支障になる状態を見つけた場合に、速やかに各土木事務所まで連絡をしていただくボランティア制度	滋賀県 (R3.6 掲載)
④ 民間業者、市民団体への委託	
<u>住民団体等への草刈り業務委託制度</u> 自治会等の団体と委託業務契約を行い、県が管理する道路の草刈を実施する。 県は草刈りの面積に応じた委託金額を支払い、また、必要に応じて、ヘルメットやバリケード等の安全施設の貸し出しを行う。	岩手県 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>地域住民に対する除草作業の委託</u> 市道の草刈りについて、地元住民以外の人で「草刈り隊」を編成し(地区の総区長と契約)、草刈りができない集落につながる市道の草刈りを行う。	石川県輪島市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>維持管理業をシルバー人材センターへ委託</u> シルバー人材センターへの道路保守管理業務として、維持管理全般(軽作業)を委託している	三重県いなべ市 (R3.6 掲載) (R5.4 更新)
<u>地域住民団体等に対する道路維持管理の委託(滋賀県道路愛護活動事業)</u> 県が管理する道路の植栽施設や路肩の維持管理をするにあたり、地域の団体などに委託して道路の植栽管理や路肩の除草をお願いする事業	滋賀県 (R3.6 掲載)

<u>除草作業等を地域住民へ委託</u> 県管理道路の草刈り及び側溝清掃（基本的に比較的作業が簡易な蓋無しU型側溝及び三角側溝）を、地域の人たちに委託する。 『地域委託』は、県と地域の団体等と委託契約を結び、草刈り費用として、実費程度を支払っている。また、作業中の万一の事故に備えて「傷害・賠償責任保険」に加入している（高知県土木部道路課が一括して加入（掛け金は高知県が負担））	高知県 （R3.6 掲載）
<u>道路パトロール及び除草をシルバー人材センターへ委託</u> 道路パトロール及び軽微な除草等に関して、シルバー人材センターと業務委託契約し、作業及び補修等を実施している。	熊本県宇土市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
<u>デジタルサイネージによる広告収入を活用した維持管理費の削減</u> 日本橋地下歩道整備に伴う、地域団体等との官民連携した維持管理運用体制構築に向けた調整を行い、地下歩道内で広告収入を活用して維持管理費縮減を目指す。	関東地方整備局 （R4.4 掲載）
⑤ 活動への表彰等	
<u>地域住民による道路清掃・美化活動に対する表彰制度</u> 市民生活に欠かせない身近な道路について、道路愛護意識の高揚を図るため、各地区から報告のあった道路清掃状況を広報のべおかと併せて市内全域の区長へ毎月報告している。 また、他の模範となる顕著な功績のある団体・個人に対して市長表彰を行っている（ふれあいロード事業）。	宮崎県延岡市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）

※R3.6 掲載の事例は、R2 年に収集した地方公共団体の取り組み

※R4.4 掲載の事例は、R3 年度の直轄国道等の取り組み

※R5.4 掲載の事例は、R4 年に収集した地方公共団体の取り組み

※掲載後に更新があった事例は、最新の更新年月を表記

■技術支援を受けた地方公共団体の声

神奈川県秦野市職員の声

Q. 技術相談のきっかけは、何ですか？

限られた予算を有効に活用するために、小規模な橋梁の点検を、市職員自身で実施しようと考えました。
ただ、職員自身での点検や診断の経験や知識が乏しかったため、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秦野市建設部
建設管理課
松本 貴昭 氏

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が市役所に来ていただき、座学と実務の講習を受けることができました。
具体的な実務的な内容で、職員の技術力が向上しただけでなく、これをきっかけに、関東道路メンテナンスセンターに他の相談もしやすくなりました。



埼玉県秩父市職員の声

Q. どのような技術相談をしましたか？

本市が管理している吊り橋の具体的な損傷状況が不明確で、その点検方法や、今後の維持管理を進めるための方法を検討するために、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秩父市地域整備部
道路維持課
笠原 武久 氏

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が現地にきていただき、様々な部材を詳細に調査してもらいました。また、近接目視できない箇所はドローンを使って確認してもらったり、積極的に調査をしてもいいとんでも助かりました。調査レポートもとても読みやすいもので、職員にとってわかりやすく参考になるものでした。



技術支援をした地方公共団体数（令和3年12月末現在）：33団体（1都8県）

■交通アクセス



- 公共交通機関をご利用の場合
JR線・東武アーバンパークライン・埼玉新都市交通
ニューシャトル「大宮駅」東口から徒歩10分
- 車でのご越しの場合
首都高速埼玉新都心線「新都心西」出口から、約10分
※駐車場がありますので、付近の有料駐車場をご利用の上、
お越しください。



建物外観

国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目89番地1 タカラビル2階

TEL 048-729-7780 / FAX 048-729-7790



道路のメンテナンスに係わる相談

ホームページの問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。



情報発信中！



ホームページ

Facebook

Twitter



国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター

関東道路メンテナンスセンターは、橋梁等へのメンテナンスを推進するための組織として、
地方公共団体への技術支援を行っています。

地方公共団体からの技術相談の流れ

相談受付・事前確認

地方公共団体からの技術支援の相談

電話もしくはメールでお問い合わせください。
「橋梁点検の診断結果が正しいか、教えてほしい。」
「補修方法を選定したいが、わからない。」
「委託業者の報告が正しいか、教えてほしい。」
など、様々な相談が寄せられています。

地方公共団体との事前調整

相談を受け付けた後、担当者から速やかにお返事します。不安や悩みに合わせて支援をするために、相談内容をお聞かせください。
お手持ちの資料（橋梁台帳など）を確認しながら、現地調査に向けて準備を一緒に進めていきます。

回答

現地調査が不要な場合は、点検調査などのいただいた資料を参考に、メールなどにより回答いたします。

現地調査

現地では、当日の環境に応じて橋台から床版、高欄など、橋梁や道路の状況を細かく調査します。その際、ドローンや全天球カメラを使用し、多角的に現場状況の把握に努めます。



現地調査の様子

打ち合わせ

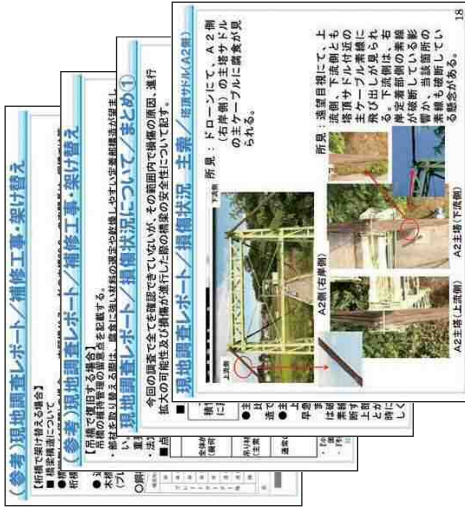
必要に応じて打ち合わせを行い、点検のポイントなどについて技術助言を行います。
なお、WEB会議システムによる打ち合わせも対応できます。



調査後の打ち合わせの様子

調査報告・技術的助言

調査終了後、損傷などの有無に係わる結果と、それに至った原因の推測、今後の対策などをまとめたレポートをお渡しています。



調査レポートの一部

その他の技術支援メニュー

技術相談の他に、地方公共団体向けの研修の講師として職員を派遣しています。また、TEC-FORCEの一員として災害支援や、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等が対象の直轄診断を実施しています。道路構造物の老朽化などで困りの際は、お問い合わせください。

道路構造物管理実務者（橋梁初級）研修
※関東地方整備局主催（埼玉県草加市内）



濃橋等の直営点検に向けた実務講習
※地方公共団体職員向け（神奈川県秦野市内）



※直轄診断におけるアーチ支柱の調査の様子



※修繕代行の実施（埼玉県秩父市内）



技術支援窓口連絡先 TEL：048-729-7780（代表）

技術相談を含めた技術支援の要望は、随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。
※市町村の皆さまにつきましても、直接受け付けていますので、遠慮なくお問い合わせください。

ホームページ
関東道路メンテナンスセンター

相談や現地調査、研修講師に係る費用はかかりません

※ただし、技術支援の内容によって、他団体(国総研など)の協力が必要となった際は、費用負担が生じる場合があります。

関東道路メンテナンスセンターは、構造物の状態評価に高度な技術力が求められる『直轄診断』から、その構造物を管理者に代行して修繕する『修繕代行』を一貫して担当しています。

その他に、橋梁やトンネル等の道路構造物のメンテナンスの悩みや不安をもつ地方公共団体からの技術的な相談を受けたり、経験の浅い職員に向けた技術的な研修の講師を担当しています。

『直轄診断』

緊急かつ高度な技術力が求められる橋梁やトンネル等の構造物について「道路メンテナンス技術集団」が管理者へ技術的な助言を行う。

『修繕代行』

直轄診断を実施した橋梁やトンネル等の修繕には高度な技術力が求められ、管理者からの要望があれば、その修繕を国が管理者に代わって行う。

直接的な支援の効果

『直轄診断』

- ▶ 本来、橋梁やトンネル等の構造物は、各道路管理者が責任をもって管理することが原則ですが、直轄診断の技術的助言により、懸念がある道路構造物の正確な状態の見立てや今後の維持管理の着目等が得られます。

『修繕代行』

- ▶ 高度な技術力が求められる修繕を国が管理者に代わって行います。設計・工事のみならず、関係機関協議や発注手続き等も代行するため、費用以外は、ほとんど負担することなく、難易度の高い構造物を修繕することができます。

副次的な支援の効果

『技術相談』

- ▶ 直轄診断・修繕代行を契機に構造物の悩みや不安を、関東道路メンテナンスセンターへ相談ができます。
なお、相談の回答には、調査結果を踏まえた構造物の状態や今後の維持管理の着目等をまとめたレポートが説明とともに提供されます。

『技術研修の開催』

- ▶ 構造物メンテナンスの経験の浅い職員に向けては、管理者の希望に沿ったメニューで、関東道路メンテナンスセンターの職員が講師を務める技術研修を受けることもできます。

技術支援策の様々な効果



直轄診断・修繕代行を実施している秩父市への技術支援事例（R2, R3年で3橋を支援）



A 橋



B 橋



C 橋



調査後の報告

インフラメンテナンスフォーラムでの秩父市からの報告

経緯（直轄診断）

平成28年 法定点検を実施



【橋面タイルの浮き】

【補強鋼板の浮き・腐食】

【アーチアリの剥離・鉄筋露出】

判定結果：判定区分Ⅲの早期措置段階

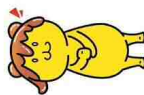
老朽化の著しい複雑な構造
急峻な谷間に存在し、高度な機械力・技術力が必要

最新の知見に基づき、総合的な技術力・判断力が必要

直轄診断 = メンテナンス技術集団の全面的支援を要請

まとめ

- ◇ 設計内容が充実し、質の高い補修の実施
 - 定期点検の合理化・効率化への助言
- ◇ 国（関東MC）の知見及び技術力の高さ再確認
 - 職員の技術力向上
- ◇ 国（関東MC）とのライン構築
 - 直接相談しやすい環境に



数多くの課題・悩みを有する自治体が多い
⇨ 些細なことでも、関東MCに相談を

自治体支援制度の活用

～秩父橋における直轄診断及び修繕代行事業～



要請（修繕代行）

複雑な構造
（類似事例なし）

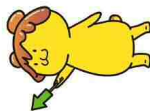
竣工後90年を経過
（構造詳細不明）

厳しい現場環境
（左右岸が高低差約20mからなる
一般河川荒川に渡河）

最新の知見に基づく高度な技術力が必要

経験がなく、市の体制では修繕困難

修繕代行を要請



事前質問様式

群馬県メンテナンス協議会

番号	所属	質問
1	伊勢崎市 土木課 河川橋りょう係	【合意形成を図る事項－個別施設計画の更新】 ・集約・撤去について、地元と折合いがつかず数値目標が達成されなかった場合、目標を再度設定してもよいのか。 また、そのタイミングはいつごろか。
2	館林市 道路河川課 維持係	【合意形成を図る事項－個別施設計画の更新】 ・短期的な数値目標について、短期的とは具体的にどれくらいの期間を指すのでしょうか？ また、数値目標に制限値は無いのでしょうか？（低い数値目標であっても問題ないのでしょうか？）
3	甘楽町 建設課 建設係	【合意形成を図る事項－個別施設計画の更新】 短期的な数値目標等の記載が要件化されるが、数値目標の達成・未達成について問われることがあるのか。未達成となった場合に補助率が変動するなどないようにしてほしい。
4	玉村町 都市建設課 工務係	【合意形成を図る事項－個別施設計画の更新】 ・橋梁集約撤去に関し長期的に撤去する計画橋梁はあるが、今の所、点検でも健全であるため短期的に撤去しなければならないのか。
5	安中市 土木課 工務係	【合意形成を図る事項－点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況】 ・小規模橋梁（15m未満）の積算方法、補修方法について良い事例があれば教えてほしい。
6	前橋市 道路建設課 計画管理係	【議論する事項－舗装の点検における課題、問題意識】 新技術として掲載されている「高耐久のアスファルト混合物」を活用したいが、交付金対象となるのか確認したい。
7	前橋市 道路建設課 保全係	橋梁の措置として、定期的もしくは常時の監視（モニタリング）を実施する場合、道路メンテナンス補助の適用は可能でしょうか。
8	前橋市 道路建設課 保全係	職員による直営点検で使用する、新技術導入費用（機材購入費、サービス利用費等）に道路メンテナンス補助の適用は可能でしょうか。
9	前橋市 道路建設課 保全係	道路メンテナンス補助は、健全性がⅢ判定の橋梁を措置しないと、Ⅱ判定の措置を実施できないとの運用を行っていますが、長寿命化修繕計画において、維持管理区分を設定している場合、優先順位の低いⅢ判定の橋梁を措置するより、先に優先順位の高いⅡ判定の橋梁を措置する必要があります。この場合、補助の適用は可能でしょうか。

